



埼玉県行政書士会東入間支部（成年後見業務について_ふじみ野市）

1 件のメッセージ

takae-osone via 行政書士会東入間支部 <higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com>

2025年9月5日 9:03

返信先: takae-osone@tbz.t-com.ne.jp

To: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com

埼玉県行政書士会

東入間支部 会員 各位

支部総務の大曾根です。

成年後見業務に携わっておられる会員にお知らせです。

ふじみ野市地域福祉課より、通知が届きました。

内容は、成年後見制度を利用する市民の送付先設定について、です。

これまでは成年後見人等が送付先設定につき各課へ届け出を行っていましたが、届け出漏れにより書類が成年後見人等に届かず、手続き遅延等が発生しております。

そこで、成年後見人等の負担軽減と各課手続きを適切に行うため、送付先設定の届け出を地域福祉課で行い関係部署へ通知することとなった、とのことです。

詳細及び届け出の提出方法については、添付の通知をご確認ください。

なお、この取り扱いは、令和7年8月1日以降に成年後見人等が選任された市民が対象になるとのことです。

以上となりますが、ご承知おきのほど、どうぞよろしくお願いいたします。

〒354-0034

埼玉県富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102

大曾根行政書士事務所

行政書士 大曾根 貴枝

TEL:049-290-7633

FAX:049-270-1710

Mail:takae-osone@tbz.t-com.ne.jp

ふ地第1177号

令和7年9月1日

埼玉県行政書士会東入間支部長 加藤 康弘 様

ふじみ野市地域福祉課長

成年後見制度を利用している市民の送付先設定について（依頼）

日頃より地域福祉行政の推進につきまして、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、成年後見制度を利用する市民の送付先設定のための届け出につきましては、成年後見人等が各課へ届け出を行っているところです。これまでに届け出漏れにより、書類が成年後見人等のもとへ届かず、手続き遅延等が発生しております。成年後見人等の負担軽減と各課手続きを適切に行うため、送付先設定の届け出を地域福祉課で行い、関係部署へ通知することとなりましたのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、本取り扱いにつきましては、下記の適用日以降に成年後見人等が選任された市民を対象とすることを申し添えます。

記

1 適用日

令和7年8月1日（金）

2 対象となる課について

- (1) 保険・年金課
- (2) 市民課
- (3) 税務課
- (4) 収納課
- (5) 生活福祉課
- (6) 障がい福祉課
- (7) 高齢福祉課
- (8) 子育て支援課
- (9) 上下水道課
- (10) 保健センター
- (11) その他届け出があった部署

3 成年後見制度を利用している市民の送付先設定についての流れ
別紙参照

【担当】

担当：福祉部地域福祉課福祉総合支援チーム

直通 049-262-8130（内線123）

Mail: fss-team@city.fujimino.saitama.jp

印

日印 1

(金) 日 1 月 8 年 7 味合

アノコニ照るがも乗校 2

野金平・南栄 (1)

野金市 (2)

野金町 (3)

野金町 (4)

野金町 (5)

野金町 (6)

野金町 (7)

野金町 (8)

野金町 (9)

野金町 (01)

野金町 (11)

成年後見人等へのお知らせ

成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人(以下、「成年後見人等」という。)が選任されましたら、送付先設定の届出を地域福祉課へ提出してください。

【提出方法】

(1)来庁の場合

地域福祉課福祉総合支援チームの窓口(34番窓口)にて申請

(2)郵送の場合

〒356-8501

ふじみ野市福岡1-1-1

ふじみ野市福祉部地域福祉課福祉総合支援チーム 成年後見センター担当者宛て

(3)電子申請の場合

ロゴフォーム(電子申請)にて申請



<https://logoform.jp/f/rqDND>

【必要書類】

- ・「成年後見人等に係る送付先届(新規・変更・廃止)」
- ・成年後見人等の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなどの)写し
- ・審判書と審判確定証明書又は登記事項証明書の写し(発行日より3ヶ月以内のもの)
- ・代理行為目録(補佐、補助、任意後見の場合)
- ・法人が成年後見人等になっている場合、手続者の社員証・委任状等の写し
- ・送付先が事務所等の場合、所在地が分かるもの(名刺、証票など)

【注意事項】

1. 成年被後見人等が、届出時点で該当する手続について、送付先を変更します。追加・変更が生じた場合は、改めて届出をお願いします。
(例 1)変更届を提出した後に固定資産や軽自動車を取得し、新たに市税が課税される場合、それらの通知の送付先は自動的に変更されませんのでご注意ください。
2. 保佐・補助・任意後見の場合は、代理行為目録の内容に基づき送付先を変更します。
3. 成年後見人等の転居、交代や成年被後見人等の死亡など、届出内容に変更があった場合は、速やかに届出をお願いします。
4. 届出日から送付先の変更が完了するまでには、概ね 1~2 週間程度かかります。そのため、変更前の住所に通知等を送付する場合がありますのでご了承ください。
5. 複数後見の場合は、届出人以外の成年後見人等の同意の上、届出をお願いします。
6. 登録口座の名義変更等が必要となる場合は、改めて担当課で手続が必要です。